

懲戒処分の基準

第1 目的

この基準は、職員が違法行為や全体の奉仕者にふさわしくない非行等（以下「非違行為」という。）を行った場合の懲戒処分の標準的な処分例（以下「標準例」という。）を明らかにすることにより、県民の不信や疑惑を招くような不祥事を防止し、県民の県政に対する信頼を確保することを目的とする。

第2 基本事項

1 基本的な考え方

- (1) この基準は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な処分量定を定めたものである。

具体的な量定の決定にあたっては、次に掲げる事項等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮のうえ判断するものとする。このため、個別の事案の内容によっては、第3に規定する標準例に掲げる量定以外の量定とすることもあり得る。

ア 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか

イ 故意又は過失の度合いの程度はどのようなものであったか

ウ 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか

エ 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか

オ 過去の非違行為の有無はどうか

- (2) なお、過去に停職処分を受けた者が、再度、停職処分相当の非違行為を行ったと認められる場合には、標準例にかかわらず、免職処分を基本とする。

2 標準例に掲げる量定より重くする場合

- (1) 非違行為をした職員が次のいずれかに該当するときは、処分量定を標準例に掲げる量定より重いものとするを基本とする。

ア 職員が過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき。

イ 職員が過去に複数の懲戒処分を受けたことがあるとき。

ウ 職員が停職処分を受けた期間中にあるとき。

- (2) 非違行為をした職員の職責又は非違行為の動機等が次のいずれかに該当するときは、処分量定を標準例に掲げる量定より重いものとするができる。

ア 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき。

イ 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき。

ウ 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき。

エ 職員が処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき

3 標準例に掲げる量定より軽くする場合

非違行為をした職員が次のいずれかに該当するときは、処分量定を標準例に掲げる量定より軽いものとするができる。

ア 職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき

イ 職員が非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に斟酌すべきものがあると認められるとき。

第3 標準例

1 一般服務関係

職員としての一般的な服務に関して非違行為を行った者に対する処分量定の標準例については、別表第1のとおりとする。

2 公金、公物取扱い関係

公金、公物の取扱いに関して非違行為を行った者に対する処分量定の標準例については、別表第2のとおりとする。

3 非行関係

職員が刑法上の犯罪行為その他の非違行為をした場合（4に掲げるものを除く。）の処分量定の標準例については、別表第3のとおりとする。

4 飲酒運転・交通事故・交通法規違反

関係職員が飲酒運転（飲酒運転に伴う交通事故及び交通法規違反を含む。）又は交通事故（飲酒運転に伴うものを除く。）若しくは交通法規違反（飲酒運転に伴うものを除く。）をした場合の処分量定の標準例については、別表第4のとおりとする。

5 職員倫理規則違反関係

職員が和歌山県職員倫理規則（平成19年和歌山県規則第14号。以下「倫理規則」という。）に違反した場合の処分量定の標準例については、別表第5のとおりとする。

6 監督責任関係

部下職員が非違行為をした場合に、当該職員を管理監督する職責にある職員の処分量定の標準例については、別表第6のとおりとする。

7 それ以外の非違行為関係

別表第1から別表6に掲げる非違行為の類型以外の非違行為をした職員の処分量定については、これらの表に掲げる非違行為の内容と処分量定との均衡を考慮して決定するものとする。

第4 公表基準

1 公表対象

地方公務員法の規定に基づく懲戒処分とする。

2 公表する内容

原則として、被処分者の所属名、職名、年齢、処分内容、処分年月日及び処分理由とする。なお、社会的影響が大きいと考えられる事案については、氏名についても公表する。

3 公表の例外

被害者又は関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等は、公表内容の一部又は全部を公表しないものとする。

4 公表時期及び方法

- (1) 懲戒処分を行った後、速やかに公表する。
- (2) 公表は、記者クラブ等への資料提供等により行う。

第5 施行日等

(平成 17 年 9 月 13 日付け人第 1123 号)

この基準は、平成 17 年 10 月 1 日から施行し、同日以後に処分事由となる非違行為があった事案について適用する。

(平成 18 年 9 月 25 日付け人第 265 号)

この基準は、平成 18 年 10 月 1 日から施行し、同日以後に処分事由となる非違行為があった事案について適用する。

(平成 19 年 3 月 20 日付け人第 526 号)

この基準は、平成 19 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に処分事由となる非違行為があった事案について適用する。

(平成 21 年 3 月 25 日付け監察第 81 号)

この基準は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に処分事由となる非違行為があった事案について適用する。

(平成 24 年 5 月 8 日付け監察第 18 号)

この基準は、平成 24 年 5 月 8 日から施行し、同日以後に処分事由となる非違行為があった事案について適用する。

(平成 25 年 4 月 1 日付け監察第 72 号)

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に処分事由となる非違行為があった事案について適用する。

(平成 26 年 6 月 9 日付け監察第 25 号)

この基準は、平成 26 年 6 月 9 日から施行し、同日以後に処分事由となる非違行為があった事案について適用する。

(平成 27 年 4 月 24 日付け監察第 04240003 号)

この基準は、平成 27 年 4 月 24 日から施行し、同日以後に処分事由となる非違行

為があった事案について適用する。

(平成 29 年 3 月 1 日付け監察第 03010001 号)

この基準は、平成 29 年 3 月 1 日から施行し、同日以後に処分事由となる非違行為があった事案について適用する。

(令和 2 年 6 月 1 日付け監察第 06010001 号)

この基準は、令和 2 年 6 月 1 日から施行し、同日以後に処分事由となる非違行為があった事案について適用する。

(令和 3 年 7 月 8 日付け監察第 07080001 号)

この基準は、令和 3 年 7 月 8 日から施行し、同日以後に処分事由となる非違行為があった事案について適用する。

別表第 1 (第 3 の 1 関係)

一般服務関係非違行為処分量定表

非違行為の類型	職員の非違行為類型の詳細	処分量定
(1) 欠勤	ア 正当な理由なく 10 日以内の間勤務を欠いた職員	減給又は戒告
	イ 正当な理由なく 11 日以上 20 日以内の間勤務を欠いた職員	停職又は減給
	ウ 正当な理由なく 21 日以上の間勤務を欠いた職員	免職又は停職
(2) 遅刻・早退	勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員	戒告
(3) 休暇の虚偽申請	病気休暇、特別休暇等任命権者の承認が必要な休暇について虚偽の請求をした職員	減給又は戒告
(4) 勤務態度不良	勤務時間中に職場を離脱する等により職務を怠り、又は上司の職務命令に従わないなど、公務の運営に支障を生じさせた職員	停職、減給又は戒告
(5) 上司その他の職員に対する暴言・暴行	ア 上司その他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した職員	減給又は戒告
	イ 上司その他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した職員	停職又は減給
(6) 虚偽報告	事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員	減給又は戒告
(7) 違法な職員団体活動	ア 地方公務員法第 37 条第 1 項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為を行い、又は県の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をした職員	減給又は戒告
	イ 地方公務員法第 37 条第 1 項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった職員	免職又は停職
(8) 秘密漏えい	ア 過失により職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員	減給又は戒告

	イ 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らした職員	停職又は減給
	ウ 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員	免職又は停職
	エ 自己の不正な利益を図る目的で、職務上知ることのできた秘密を漏らした職員	免職又は停職
	オ 自己の不正な利益を図る目的で、職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員	免職
	カ 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏れいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員	停職、減給又は戒告
(9) 個人の秘密情報の目的外収集	その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員	減給又は戒告
(10) 個人情報の不当目的使用	職務上知ることのできた個人情報を自己の利益のために利用する等、不当な目的で使用した職員	免職、停職又は減給
(11) 個人情報の盗難、紛失等	過失により個人情報を盗まれ、紛失し、又は流出させ、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員	減給又は戒告
(12) 政治的行為の制限違反	ア 地方公務員法第 36 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反して政治的行為を行った職員	減給又は戒告
	イ 地方公務員法第 36 条第 3 項の規定に違反して政治的行為を行うよう職員に求める等の行為をした職員	停職又は減給
	ウ 公職選挙法第 136 条の 2 の規定に違反して公務員の地位を利用して選挙運動をした職員	免職又は停職
(13) 兼業の承認等を得る手続の怠	営利企業の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの承認を得る手続又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等を兼ね、その他の事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これらの兼業を行った職員	減給又は戒告

(14) セクシュアル・ハラスメント	ア 相手の意に反するわいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を行った職員	戒告
	イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員	減給又は戒告
	ウ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を繰り返した職員	停職又は減給
	エ 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした職員	免職又は停職
	オ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を繰り返したことにより、相手に強度のストレスによる精神疾患を発症させた職員	免職又は停職
(15) パワー・ハラスメント	ア パワー・ハラスメント（職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものという。以下同じ。）を行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた職員	停職、減給又は戒告
	イ パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した職員	停職又は減給
	ウ パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた職員	免職、停職又は減給
(16) 収賄	職務に関して賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をした職員	免職
(17) 官製談合	入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律第2条第5項に規定する「入札談合等関与行為」又は第8条に規定する「入札等の公正を害すべき行為」を行った職員	免職又は停職
(18) 公文書の偽	公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは	免職又は停職

造等	虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した職員	
(19) 公文書の紛失等	公文書を紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員	停職、減給又は戒告
(20) 不適正な事務処理	ア 事務処理に関して、処理期限が定められているにもかかわらず放置し、又は県民等行政の対象者に明らかに誤った通知や指示等をし、若しくは通知や指示等をしななければならないにもかかわらずそれらを怠ったこと等により、公務の運営に重大な支障を与え、又は県若しくは県民等に重大な損害を与えた職員	停職、減給又は戒告
	イ 事務処理に関して、法律、条例、規則、規程、命令、要綱、要領、通達及び通知（以下「法令等」という。）若しくは契約書、協定書及び協約書（以下「契約書等」という。）に違反し、又は法令等若しくは契約書等の適用・解釈等を著しく誤ったことにより、公務の運営に重大な支障を与え、又は県若しくは県民等に重大な損害を与えた職員	停職、減給又は戒告
(21) 行政公益通報に関する不適正行為	ア 通報した職員を詮索し、又はこれに不利益を及ぼし、若しくは及ぼそうとした職員	停職又は減給
	イ 事実をねつ造して通報した職員	停職、減給又は戒告
(22) 信用毀損及び業務妨害	虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、県の信用を毀損し、又はその業務を妨害した職員	免職、停職、減給又は戒告

(注) 処分を行うに際しては、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考慮の上、判断するものとする。

別表第2（第3の2関係）

公金、公物取扱い関係非違行為処分量定表

非違行為の種類	職員の非違行為種類の詳細	処分量定
(1) 横領	公金又は公物（県が構成員となっていることや、県から補助金等が交付されているなど、県と密接な関連を有する関係団体の財産を含む。以下同じ。）を横領した職員	免職
(2) 窃取	公金又は公物を窃取した職員	免職
(3) 詐取	人を欺いて公金又は公物を交付させた職員	免職
(4) 紛失	公金又は公物を紛失した職員	戒告
(5) 盗難	重大な過失により公金又は公物の盗難に遭った職員	戒告
(6) 公物損壊	故意に職場において公物を損壊した職員	減給又は戒告
(7) 出火・爆発	過失により職場において公物の出火、爆発を引き起こした職員	戒告
(8) 給与等の違法支出・不適正受給	故意に法令に違反して給与等を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして給与等を不正に受給した職員	減給又は戒告
(9) 公金又は公物の不適正処理	自己保管中の公金の流用等公金又は公物の不適正な処理をした職員	減給又は戒告
(10) コンピュータの不適正使用	職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた職員又は不適正な目的での使用を繰り返した職員	停職、減給又は戒告

(注) 処分を行うに際しては、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考慮の上、判断するものとする。

別表第3（第3の3関係）

非行関係非違行為処分量定表

非違行為の種類	職員の非違行為種類の詳細	処分量定
(1) 放火	放火をした職員	免職
(2) 殺人	人を殺した職員	免職
(3) 傷害	人の身体を傷害した職員	免職、停職又は減給
(4) 暴行・けんか	暴行を加え、又はけんかをした職員（傷害に至らないもの）	停職、減給又は戒告
(5) 器物損壊	故意に他人の物を損壊した職員	減給又は戒告
(6) 横領	自己の占有する他人の物（公金及び公物を除く。）を横領した職員	免職又は停職
(7) 窃盗	他人の財物を窃取した職員	免職又は停職
(8) 強盗	暴行又は脅迫により他人の財物を強奪した職員	免職
(9) 詐欺・恐喝	人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員	免職又は停職
(10) 賭博	ア 賭博をした職員	減給又は戒告
	イ 常習として賭博をした職員	停職
(11) 麻薬等の所持、使用又は譲渡等	麻薬・大麻・あへん・覚せい剤・危険ドラッグ等の所持、使用又は譲渡等をした職員	免職
(12) 酩酊による粗野な言動等	酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした職員	減給又は戒告
(13) わいせつ行為等	ア 盗撮、のぞきその他のわいせつな行為を行った職員	免職、停職、減給又は戒告
	イ 公共の乗物等において痴漢行為をした職員	免職、停職又は

		減給
	ウ 18歳未満の者に対して、金品その他の財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした職員	免職又は停職
	エ 暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした職員	免職又は停職 (性的関係を結んだ場合は免職)
(14) ストーカー行為	つきまとい等のストーカー行為をした職員	免職、停職又は減給

(注) 処分を行うに際しては、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考慮の上、判断するものとする。

別表第4（第3の4関係）

飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係非違行為処分量定表

非違行為の種類	職員の非違行為種類の詳細	処分量定
(1) 飲酒運転	ア 酒気帯び運転をした職員	免職又は停職
	イ 他人の飲酒の事情を知らずながら同乗した職員又は車両を提供した職員	免職又は停職
	ウ 飲酒運転となることを知らずながら他人に飲酒を勧め若しくは飲酒を容認した職員又は他人に酒類を提供した職員	免職又は停職
	エ 酒酔い運転をした職員	免職
	オ 酒気帯び運転をし、人を死亡させ又は、傷害を負わせた職員	免職
	カ 酒気帯び運転をし、物の損壊に係る交通事故を起こして、その後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした職員	免職
(2) 人身事故を伴う交通事故（飲酒運転以外）	ア 車の運転により事故を起こし、人に傷害（軽度の傷害を除く。）を負わせた職員	減給又は戒告
	イ 車の運転により事故を起こし、人に傷害を負わせ、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員	免職又は停職
	ウ 車の運転により事故を起こし、人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員	免職、停職又は減給
	エ 車の運転により事故を起こし、人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせ、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員	免職
(3) 人身事故を伴わない交通事故（飲酒運転に伴うものを除く。）	物の損壊に係る交通事故（人身事故を伴わないもの）を起こして、その後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした職員	停職又は減給
(4) 交通法規違反（飲酒運転に伴うものを除く。）	無免許運転、著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした職員	停職、減給又は戒告

(注) 処分を行うに際しては、過失の程度や事故後の対応等も情状として考慮の上判断するも

のとする。

別表第5（第3の5関係）

倫理規則違反関係処分量定表

根拠条項	違反行為	処分量定
(1) 倫理規則第6条第1項第1号	利害関係者から金銭又は物品の贈与を受けること（第18号に掲げるものを除く。）。	免職、停職、減給又は戒告
(2) 倫理規則第6条第1項第1号	利害関係者から不動産の贈与を受けること（第18号に掲げるものを除く。）。	免職又は停職
(3) 倫理規則第6条第1項第2号	利害関係者から金銭の貸付けを受けること。	減給又は戒告
(4) 倫理規則第6条第1項第3号	利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品の貸付けを受けること（第18号に掲げるものを除く。）。	減給又は戒告
(5) 倫理規則第6条第1項第3号	利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で不動産の貸付けを受けること（第18号に掲げるものを除く。）。	停職又は減給
(6) 倫理規則第6条第1項第4号	利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること（第18号に掲げるものを除く。）。	免職、停職、減給又は戒告
(7) 倫理規則第6条第1項第5号	利害関係者から未公開株式を譲り受けること。	停職又は減給
(8) 倫理規則第6条第1項第6号	利害関係者から供応接待（飲食物の提供に限る。）を受けること（次号から第11号までに掲げるものを除く。）。	減給又は戒告
(9) 倫理規則第6条第1項第6号	遊技又はゴルフをするために要する費用を利害関係者が負担して当該利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。	減給又は戒告
(10) 倫理規則第6条第1項第6号	海外旅行をするために要する費用を利害関係者が負担して当該利害関係者と共に海外旅行をすること。	停職、減給又は戒告
(11) 倫理規則第6条第1項第6号	国内旅行をするために要する費用を利害関係者が負担して当該利害関係者と共に国内旅行をすること。	減給又は戒告
(12) 倫理規則第6条第1項第7号	利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること（第9号に掲げるものを除く。）。	戒告

(13) 倫理規則第6条第1項第8号	利害関係者と共に旅行をすること（第10号及び第11号に掲げるものを除く。）。	戒告
(14) 倫理規則第6条第1項第9号	利害関係者をして、第三者に対し同項第1号から第8号までに掲げる行為をさせること。	免職、停職、減給又は戒告
(15) 倫理規則第7条第1項後段	私的な関係がある者であって、利害関係者に該当する者との間において、倫理規則第6条第1項各号（第9号を除く。）に掲げる行為を行う場合に、倫理監督責任者に届け出ないこと。	戒告
(16) 倫理規則第7条第1項後段	私的な関係がある者であって、利害関係者に該当する者との間において、倫理規則第6条第1項各号（第9号を除く。）に掲げる行為を行う場合に、倫理規則第7条第1項後段の届出書について倫理監督責任者に虚偽の事項を届け出ること。	減給又は戒告
(17) 倫理規則第8条第1項	利害関係者に該当しない事業者等から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けること。	減給又は戒告
(18) 倫理規則第8条第2項	自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、それらの行為が行われた場に居合わせなかった利害関係者にその者の負担として支払わせること。	免職、停職、減給又は戒告
(19) 倫理規則第8条第2項	自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、それらの行為が行われた場に居合わせなかった利害関係者に該当しない事業者等にその者の負担として支払わせること。	減給又は戒告
(20) 倫理規則第9条第1項	他の職員の倫理規則第6条又は第8条の規定に違反する行為によって当該他の職員（倫理規則第6条第1項第9号の規定に違反する行為にあつては、同号の第三者）が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受すること。	免職、停職、減給又は戒告
(21) 倫理規則第9条第2項	倫理監督責任者その他職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは他の職員が違反行為を行った疑いがあると思料するに足る事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいすること。	停職、減給又は戒告
(22) 倫理規則第9条第3項	自らが管理又は監督をする職員が違反行為を行った疑いがあると思料するに足る事実を黙認すること（倫理規則第2条第2項に規定する管理職員に限	停職又は減給

	る。)	
(23) 倫理規則第 10 条第 1 項	自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が 1 万円を超えるときに、倫理監督責任者に届け出ないこと。	戒告
(24) 倫理規則第 10 条第 1 項	自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が 1 万円を超えるときに、同項の届出書について倫理監督責任者に虚偽の事項を届け出ること。	減給又は戒告
(25) 倫理規則第 10 条第 2 項	自己のゴルフに要する費用を負担し、利害関係者と共にゴルフをする場合において、倫理監督責任者に届け出ないこと。	戒告
(26) 倫理規則第 10 条第 2 項	自己のゴルフに要する費用を負担し、利害関係者と共にゴルフをする場合において、同項の届出書について倫理監督責任者に虚偽の事項を届け出ること。	減給又は戒告
(27) 倫理規則第 11 条	倫理監督責任者の承認を得ずに利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて同条に規定する講演等を行うこと。	減給又は戒告
(28) 倫理規則第 14 条	倫理規則第 14 条に規定する贈与等報告書を提出しないこと。	戒告
(29) 倫理規則第 14 条	虚偽の事項を記載した贈与等報告書を提出すること。	減給又は戒告

(注) 処分を行うに際しては、違反の程度等も情状として考慮の上、判断するものとする。

別表第6（第3の6関係）

管理監督者処分量定表

非違行為の種類	職員の非違行為種類の詳細	処分量定
(1) 指導監督不適正	部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員	減給又は戒告
(2) 非違行為の隠ぺい・黙認	部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員	停職又は減給